

## 65歳定年の基本給や定期昇給、専任社員の基本給など会社が改めて提案！職務手当なども再検討せよ！！

本部は6月5日、「『新しい人事・賃金制度等』の見直しについて」の改定について会社提案を受け、団体交渉を開催しました。

この間、会社が提案した定年延長、諸手当、通勤手当、表彰制度、住宅支援などを大きく変更する「新しい人事・賃金制度の見直し」に対して、本部は申第38号に基づく団体交渉、更なる解明を求めた申第39号に基づく団体交渉を開催して議論してきた中、会社が改めて提案を行いました。

会社が改めた主な点は、65歳定年において、50歳以降も60歳まで定期昇給を行う、60歳以降の基本給を75/100とする、65歳の退職時に退職手当累計ポイントに20ポイント加算すること等。専任社員制度について基本給を改める（5%増額）こと。通勤手当について、経済性比較の基準を見直すこと、自社在来線優等列車を利用できる制度の新設等。住宅支援制度について、単身赴任者の社宅の一律使用料を新設等です。

会社は、提案を一部改めた理由について「組合との協約協定改訂交渉や提案に対する解明交渉等での要求や議論に基づいて検討した」と明らかにしましたが、職務手当や表彰制度については改めていません。

会社提案に対して、本部は引き続き、65歳まで安心して働ける環境づくりのために、取り組んでいきます。